

2013年5月9日 全15頁

法律・制度 Monthly Review 2013.4

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 2013年4月の法律・制度に関する主な出来事と、4月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 4月は、平成25年度税制改正法が一部施行されたこと（1日）、金商法改正案が国会提出されたこと（16日）、日本版クラスアクション法案が国会提出されたこと（19日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○4月の法律・制度レポート一覧	2
○4月の法律・制度に関する主な出来事	3
○今月のトピック	
【検証・制度改革】利用が進まない金融・市場制度	5
○レポート要約集	10
○4月の新聞・雑誌記事・TV等	15
○4月の大和総研ウェブサイトコラム	15

◇4月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	枚数
2日	バーゼルⅢへの対応状況(2012年6月末時点) ～モニタリング結果の公表(第3回): 内部留保の積立でクリア可能か～	鈴木 利光	金融制度	P. 9
5日	法律・制度 Monthly Review 2013.3 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	P. 14
12日	バーゼルⅢ、資本構成の開示要件 ～【金融庁告示改正】国際統一基準行の開示事項、 バーゼルⅢ準拠へ～	鈴木 利光	金融制度	P. 28
17日	教育資金の一括贈与非課税措置の解説2 ～法令・告示等に基づいた解説と、 活用法・政策効果の考察～	是枝 俊悟	税制	P. 15
19日	インサイダー、破綻処理などに関する 金商法等改正法案の概要 ～2013年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	P. 5
24日	空売り規制(時限的措置)の最終(?)の延長	横山 淳	金融商品 取引法	P. 4
	日本版クラスアクション法案、国会提出	横山 淳	その他法律	P. 5
25日	公社債税制の抜本改正(個人投資家編) ～2016年から株式等と一体化～	是枝 俊悟	税制	P. 14
	業績予想開示の柔軟化(総まとめ) ～昨年度(2012年度)における企業の対応を含む～	吉井 一洋	会計	P. 23
26日	【検証・制度改革】利用が進まない金融・市場制度 ～「失われた20年」補遺 「矢は的を射抜いたか？」～	横山 淳	金融商品 取引法	P. 38
	日本版ISAの解説 ～非課税口座の開設方法やその他の手続の解説～	鳥毛 拓馬	税制	P. 11

◇4月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	<p>◇平成 25 年度税制改正法の一部が施行。生産等設備投資促進税制の創設、所得拡大促進税制の創設、研究開発促進税制の拡充、教育資金の一括贈与非課税措置の創設など。</p> <p>◇特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢引き上げ開始。平成 25 年度に 60 歳になる男性（昭和 28 年度生まれ）から、61 歳に達するまで原則無年金となる。</p> <p>◇改正高年齢者雇用安定法が施行開始。平成 25 年度に 60 歳になる労働者（男女とも）から、原則希望者全員の 61 歳までの雇用継続を企業に義務付け。</p> <p>◇改正労働契約法の一部が施行。有期労働契約が反復更新されて通算 5 年を超えた場合、労働者が申込みをすれば、当該雇用契約を期限の定めのない雇用契約に転換することを企業に義務付け。</p> <p>◇国税庁、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関する Q&A」を公表。</p>
4日	<p>◇バーゼル委、「バーゼル規制枠組みの実施に向けた進捗状況に関する報告書」の第 4 版を公表。</p>
5日	<p>◇金融庁、「上場会社等が法定開示書類及び適時開示事項を自社ウェブサイト等に掲載する場合の留意事項について」を公表。</p> <p>◇東証などの全国証券取引所、「会社情報の公表予定時刻前のウェブサイトへの掲載等に係る対応について」を公表。</p>
10日	<p>◇金融庁「金融検査マニュアル」および「保険検査マニュアル」を改定。ABL（動産・売掛金担保融資）の積極的活用を促すため、マニュアルの運用を明確化。平成 25 年 3 月期の決算処理から適用。</p>
11日	<p>◇国際決済銀行・支払決済システム委員会（BIS/CPSS）・証券監督者国際機構（IOSCO）代表理事会、市中協議報告書「取引情報蓄積機関が保有するデータへの当局のアクセス」を公表（5 月 10 日まで意見募集）。</p> <p>◇バーゼル委、最終文書「日中流動性管理のためのモニタリング指標」を公表。</p>
12日	<p>◇バーゼル委、「バーゼルⅢ規制改革の実施状況モニタリングに関する G20 財務大臣・中央銀行総裁向け報告書」を公表。</p>
16日	<p>◇証券監督者国際機構（IOSCO）、金融指標に関する第 2 次市中協議報告書を公表（5 月 16 日まで意見募集）。</p> <p>◇「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が国会提出される。公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応などを行う案。</p>
17日	<p>◇国際決済銀行・支払決済システム委員会（BIS/CPSS）・証券監督者国際機構（IOSCO）代表理事会、「金融市場インフラのための原則」の実施状況のモニタリングを開始したことを公表。</p>
18日	<p>◇金融庁、英独仏など 8 カ国の財務省および欧州委とともに、店頭デリバティブ規制の更なる国際協調を呼びかけるための共同レターを米財務長官宛てに発出。</p> <p>◇東証、「女性の活躍状況の開示に係る『コーポレート・ガバナンスに関する報告書』記載要領の改訂について」を公表。</p> <p>◇証券監督者国際機構（IOSCO）、市中協議報告書「リテール向け仕組商品に対する規制」を公表（6 月 13 日まで意見募集）。</p> <p>◇ワシントンにて G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催される（19 日まで）。金融安定理事会（FSB）はこれに合わせ、「金融規制改革の進捗」、「FSB 実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性の実施—これまでの取り組み」、「店頭デリバティブ</p>

	市場改革の実施に関する進捗状況報告書」を公表。
19日	<ul style="list-style-type: none"> ◇「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」（日本版クラスアクション法案）が国会提出される。 ◇日本・シンガポールの両国が、金融協力をさらに強化することで合意。
22日	<ul style="list-style-type: none"> ◇財務省、物価連動債の発行再開に関するワーキング・グループ（第4回）を開催する。 ◇証券監督者国際機構（IOSCO）、最終報告書「効果的な市場監視に対する技術的課題：問題及び規制手段」を公表。
25日	<ul style="list-style-type: none"> ◇財務省、マカオとの租税情報交換協定について基本合意に至った旨、公表。 ◇財務省、英領ヴァージン諸島との租税情報交換協定について基本合意に至った旨、公表。
26日	<ul style="list-style-type: none"> ◇証券取引等監視委員会、「MRI INTERNATIONAL, INC. に対する検査結果に基づく勧告について」を公表。これに基づき、関東財務局は、同社に対し、金融商品取引業者の登録取り消しおよび業務改善命令の行政処分を行う。 ◇日証協、「新規・成長企業へのリスクマネー供給に関する検討懇談会」の第1回会合を開催。 ◇マイナンバー法案が衆院内閣委員会で修正可決。
30日	<ul style="list-style-type: none"> ◇空売り規制・自己株式取得に係る時限措置の延長に関する内閣府令・告示が公布（10月31日まで、期限を6ヵ月延長）。 ◇金融庁、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等の公表について」を公表。空売り規制の見直しを行う案（5月31日まで意見募集）。 ◇金融庁、「『金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）』及び『企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）』等の公表について」を公表。わが国における株券の所有者数が300名未満となった外国会社の有価証券報告書提出義務の免除などを行う改正案（5月31日まで意見募集）。 ◇日本版ISA愛称選定委員会、少額投資非課税制度の愛称を「NISA（ニーサ）」に決定。

◇今月のトピック

【検証・制度改革】利用が進まない金融・市場制度

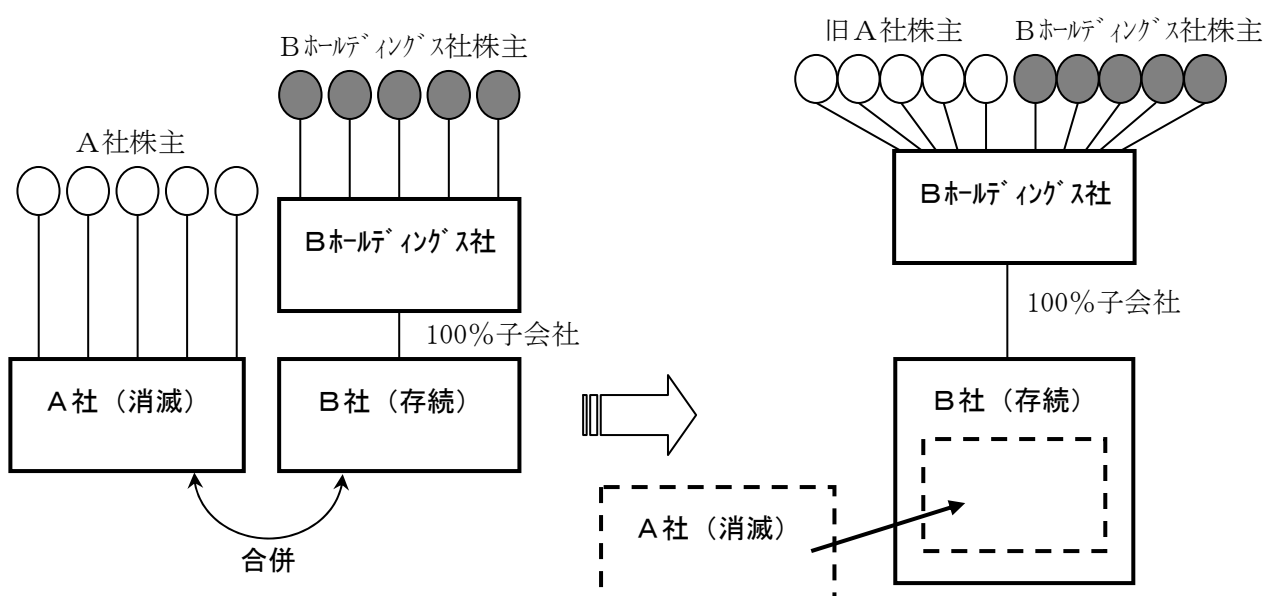
2013年4月26日 横山 淳

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130426_007099.html

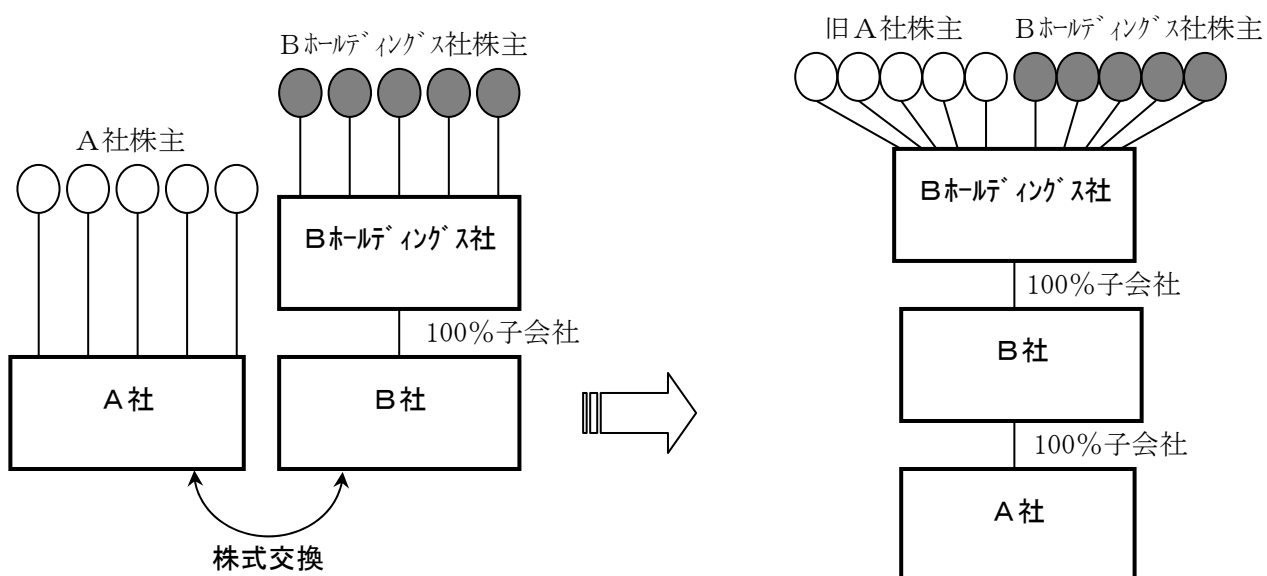
※図表番号は、引用元の図表番号に対応している。

図表1 「三角合併」と「三角株式交換」

【三角合併】



【三角株式交換】



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表2 2012年3月期の有価証券報告書の提出時期

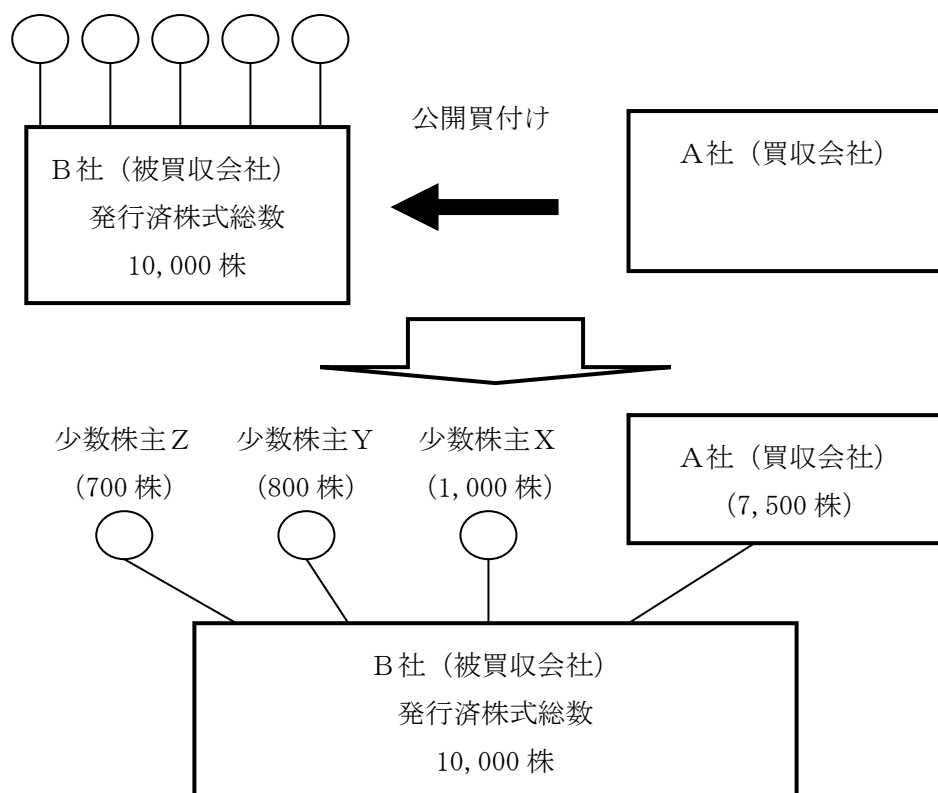
提出時期	社数
定時株主総会の5日以上前	3社
同4日前	1社
同3日前	0社
同2日前	0社
同1日前	3社
定時株主総会当日	206社
定時株主総会の1日後	116社
同2日後	8社
同3日後	16社
同4日後	2社
同5日以上後	4社

(注) 東証1部上場の時価総額(2012年6月末時点)1,000億円以上の3月決算会社を対象としている。

(出所) 各社の有価証券報告書等に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

図表3 全部取得条項付種類株式を利用したキャッシュ・アウトの例

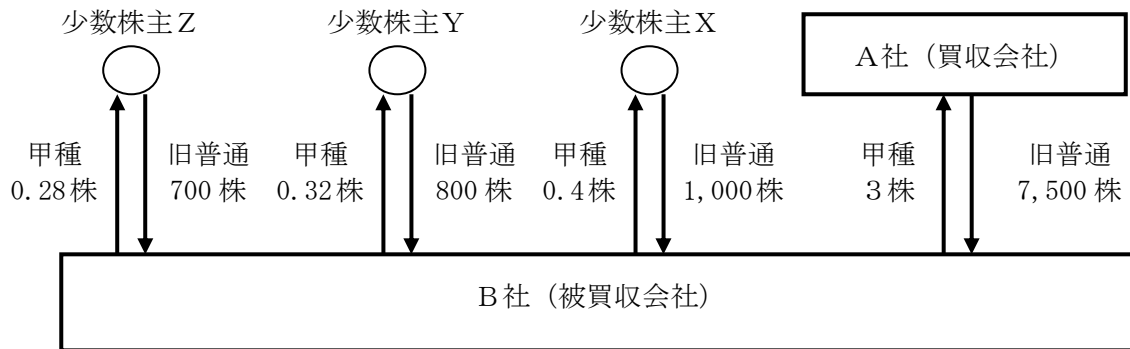
①買収会社(A)による公開買付け



◇買収会社(A)が、先行する公開買付けなどを通じて、既に被買収会社(B)の発行済株式総数(10,000株、すべて普通株式)のうち75%(7,500株)を買い付ける。

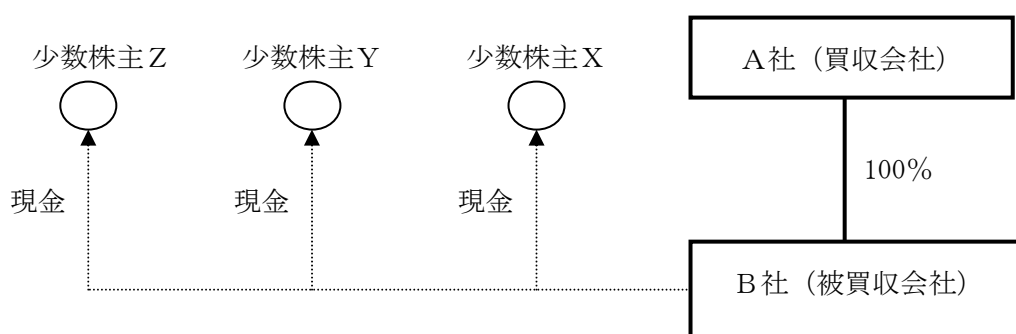
◇A以外の少数株主X~Zが保有するB社株式は、いずれも1,000株以下になったとする。

②全部取得条項付種類株式への転換と全部取得条項の発動



- ◇Bは、株主総会（及び普通株主の種類株主総会）を開催し、Bの普通株式を全部取得条項付種類株式に転換した上で、全部取得条項を発動する。
- ◇Bの全部取得条項付種類株式（旧普通株式）を、強制的に全部取得する対価として、B株主には、（Bの）別の種類株式（甲種類株式）を交付する。ただし、旧普通株式と甲種類株式の交換比率は、「普通株式2,500株につき、甲種類株式1株を割り当て」とする。
- ◇その結果、B株主のうち、筆頭株主（＝買収会社）であるAには、甲種類株式3株（＝7,500株÷2,500株）が割り当てられる。他方、A以外の少数株主は、いずれも1,000株以下のB社普通株式しか保有していないため、割り当てられるべき甲種類株式は1株未満の端数にしかない。

③端数処理によるキャッシュ・アウトの実行

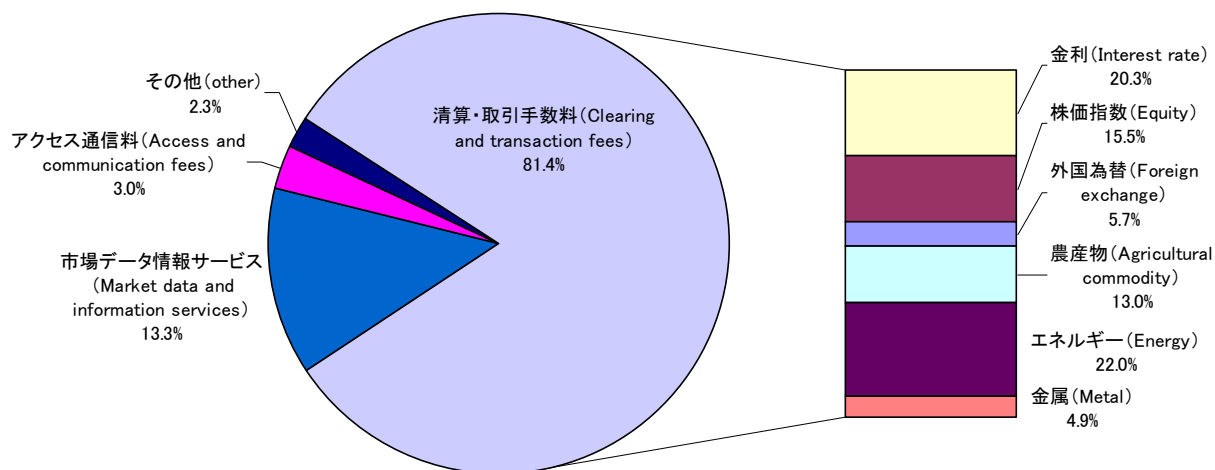


- ◇会社法上、1株未満の端数の交付を行うことはできず、その合計数（その合計数に1株未満の端数がある場合は切捨て）に相当する株式を競売等の手続で売却し、その代金を各株主の有する端数に応じて交付することとされている（会社法234条）。
- ◇そのため、全部取得の実施後はAのみがBの株主として残り、A以外の少数株主は実質的にキャッシュ・アウトされる（現金を対価に株主の地位から締め出される）。

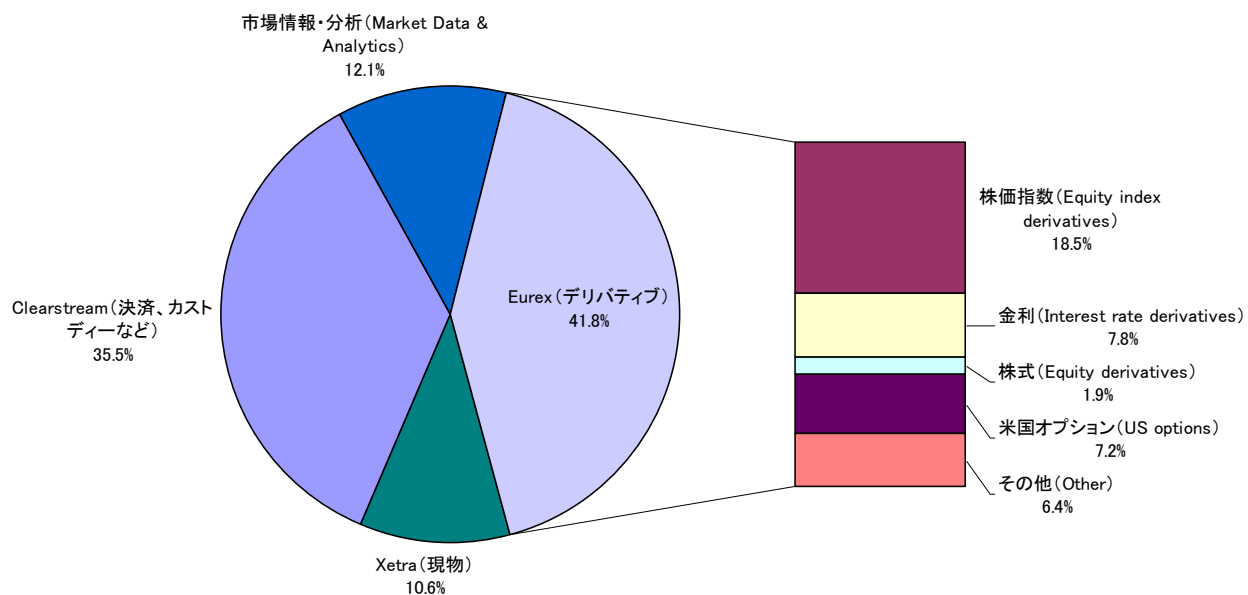
（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表4 主要取引所グループの収益構造 (2012年)

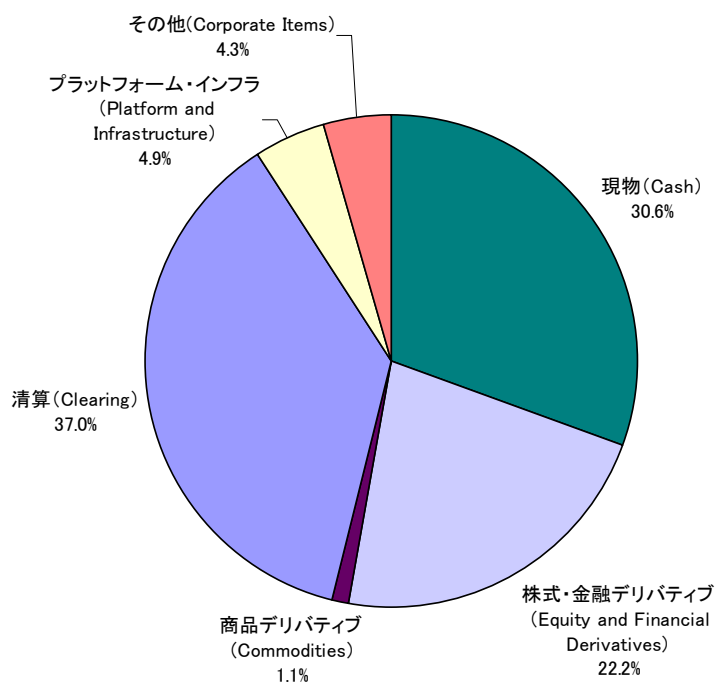
①CMEグループの「収益 (Revenue)」の構成比



②ドイツ取引所グループの「売上高 (Sales revenue)」の構成比

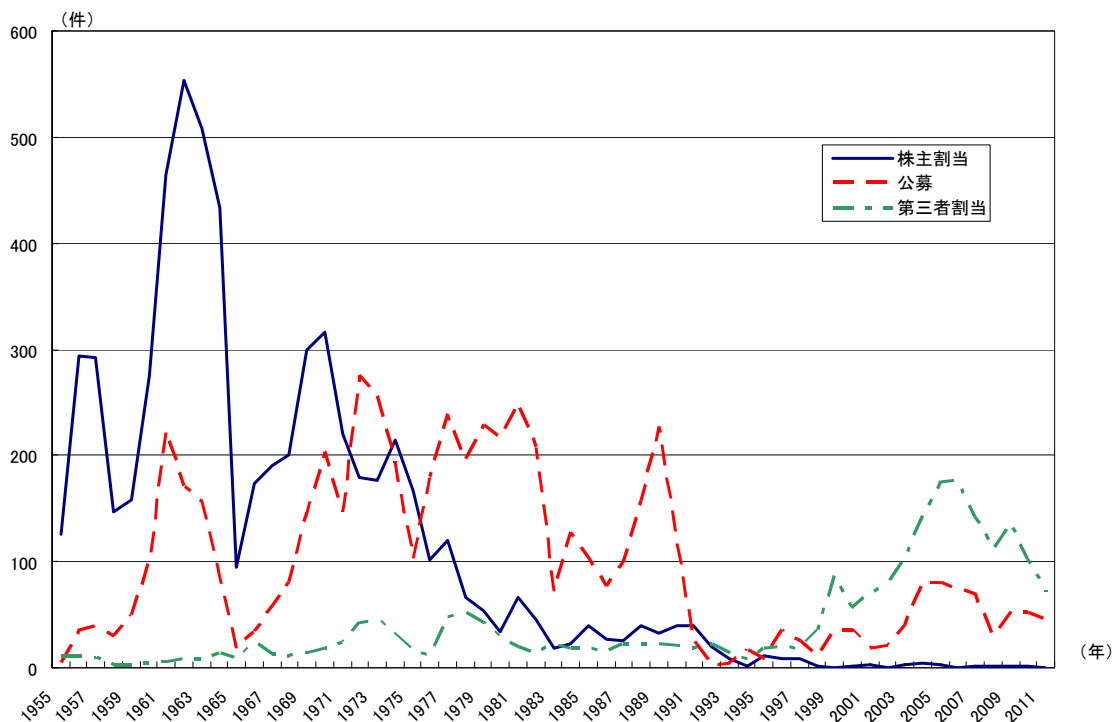


③香港取引所の「収益 (Revenue and other income)」の構成比



(出所) CME GROUP INC. “FORM 10-K (Annual Report) Filed 03/01/13 for the Period Ending 12/31/12”、Deutsche Börse Group “Corporate report 2012”、Hong Kong Exchanges and Clearing Limited “Annual Report 2012” に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

図表5 上場会社の株主割当、公募、第三者割当の推移 (件数)



(出所) 東京証券取引所グループ『東証要覧 2012 年版』p. 129「株式による資金調達額 (全国証券取引所上場会社)」に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

◇レポート要約集

【2日】

バーゼルⅢへの対応状況（2012年6月末時点）

～モニタリング結果の公表（第3回）：内部留保の積立でクリア可能か～

2013年3月19日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「2012年6月30日時点におけるバーゼルⅢモニタリングの結果」を公表している。

2月は、欧州委員会が「強化された協力」に基づく11カ国の金融取引税（FTT）指令案を公表したこと（14日）、2012年度補正予算が参議院で可決・成立したこと（26日）などが話題となった。

普通株式等 Tier1（CET1）比率に関しては、グループ1の97%が最低所要水準（4.5%）を、84%が最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）をクリアしている。同じくグループ2では、96%が最低所要水準（4.5%）を、83%が最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）をクリアしている。

グループ1およびグループ2の銀行（金融機関）におけるリスク・アセット（自己資本比率計算における分母）は、バーゼルⅢを適用することにより、それぞれ（現行規制ベースと比して）16.1%、8.4%の増加がみられている。グループ1における最大の変動要因は信用評価調整（CVA）の導入であり、リスク・アセットを5.5%増加させるという結果が出ている。

全体として、前回のモニタリング結果（2011年12月31日時点）からの改善が見られており、とりわけCET1の資本不足額は大幅に減少している。具体的には、グループ1の銀行（金融機関）において、最低所要水準（4.5%）に対する資本不足額、そして最低所要水準および資本保全バッファの合計（7.0%）に対する資本不足額が、それぞれ前回から68.7%、45.8%も減少している。

今回のモニタリング結果から、銀行（金融機関）は、主として現状のペースで内部留保を積立てていくことにより、2019年の完全実施までに、CET1比率7.0%、ひいては総自己資本比率10.5%に対する資本不足額の大部分を補うことが可能となりそうなことが窺われる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130402_007006.html

【5日】

法律・制度 Monthly Review 2013.3

～法律・制度の新しい動き～

2013年3月の法律・制度に関する主な出来事と、3月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

3月は、平成25年度税制改正法（案）の国会提出（1日）および可決・成立（29日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20130405_007028.html

【12日】

バーゼルⅢ、資本構成の開示要件

～【金融庁告示改正】国際統一基準行の開示事項、バーゼルⅢ準拠へ～

2013年3月28日、金融庁は、金融機関の自己資本比率規制に関して、国際統一基準行を対象として、「第三の柱」（市場規律）に係る告示（開示告示）の一部改正（改正開示告示）を公表している。

改正開示告示は、国際統一基準行に対し、2013年3月31日から、バーゼルⅢを導入するための「第一の柱」（最低所要自己資本比率）に係る告示（自己資本比率告示）の改正（2012年3月30日公布）（改正自己資本比率告示）が適用されることを受け、所要の改正を加えるものである。

改正に当たっては、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）が、2012年6月26日に、バーゼルⅢに基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書（「資本構成の開示要件」）を公表したことを受け、これを踏まえた内容となっている。

改正開示告示は、改正自己資本比率告示と合わせて、2013年3月31日から適用される。

なお、改正開示告示はあくまでも国際統一基準行を対象としており、国内基準行については、「当分の間」、従来通りの開示告示が適用される。もっとも、2013年3月8日に「国内基準行向けバーゼルⅢ」に係る自己資本比率告示の改正が公表されており、これが2014年3月31日から適用されることから、国内基準行についても、開示告示の改正がこれに合わせてなされることが予測される。

改正開示告示の要点は、（現行の開示告示では定量的な開示事項の一部として扱われている）自己資本の構成に関する事項が独立の開示事項として取り扱われている点、（連結）貸借対照表の（各科目の額及びこれらの）科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明（定性的な開示事項）及び自己資本調達手段に関する契約内容（四半期の開示事項）が新たな開示項目として追加されている点にあるものと考えられる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130412_007042.html

【17日】

教育資金の一括贈与非課税措置の解説2

～法令・告示等に基づいた解説と、活用法・政策効果の考察～

「所得税法等の一部を改正する法律」が可決・成立し、関連政省令等が公布された。本稿では、法令・告示等に基づき、教育資金の一括贈与非課税措置について解説する。

法令・告示等により、「教育資金」の範囲が明示された。「学校等への支払額」には、入学金・授業料だけでなく、施設整備費、学用品費、修学旅行費、学校給食費など教育に伴って必要な費用などが含まれる。ただし、これらに該当する費用でも業者等に支払う場合は「学校等以外への支払額」とされる。

「学校等以外への支払額」（教育資金支出額にカウントできるのは上限500万円以内）には、教育・スポーツ・文化芸術活動・教養の向上のための活動の月謝などのほか、これらの指導で使用する物品の購入費についても、指導を行う者を通じて購入する場合は含まれる。

法令・告示等に示された「教育資金」に当てはまるものを推計すると、幼稚園から大学まで私立学校に通うとすると、概ね上限の1,500万円を使い切るものと考えられる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130417_007056.html

【19日】

インサイダー、破綻処理などに関する金商法等改正法案の概要
～2013年金商法改正関連シリーズ～

2013年4月16日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

この中には、①公募増資インサイダー取引事案等を踏まえたインサイダー取引規制の強化、②金融機関の秩序ある破綻処理の枠組みの整備、③銀行等の議決権保有規制（いわゆる5%ルール）の見直し、④投資信託・投資法人法制の見直しなどが含まれている。

また、⑤AIJ事案を踏まえた資産運用規制の見直しとして、投資一任業者等による運用報告書の虚偽記載等に対する罰則強化や、年金基金が特定投資家（プロ）になるための要件の限定なども盛り込まれている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130419_007069.html

【24日】

空売り規制（時限的措置）の最終(?)の延長

2008年秋に一連の空売り規制強化が実施された。そのうち、Naked Short Sellingの受託禁止や空売りの残高情報（ポジション情報）の報告義務などについては、実質的に時限措置とされている。その期限は、数回の延長を経て、2013年4月30日までとされている。

2013年4月23日、金融庁は、これらの措置を2013年10月31日まで延長する方針を発表した。その結果、空売り規制強化措置は、更に6ヶ月間延長されることとなる。

もっとも、金融庁は、2013年11月を目途に空売り規制の総合的な見直しを実施する方針を既に明らかにしており、今回が時限的措置の最終の延長となるものと考えられる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130424_007086.html

日本版クラスアクション法案、国会提出

2013年4月19日、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」が国会に提出された。

これは、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害を集団的に回復するための「被害回復裁判手続」（いわゆる日本版クラスアクション）を導入するものである。

具体的な手続は二段階に分かれ（二段階型）、一段階目では、特定適格消費者団体が原告となって、事業者の共通義務（対象となる消費者全体に共通する事実上・法律上の原因に基づき、金銭を支払う義務）の有無について審理する（共通義務確認訴訟）。

二段階目では、第一段階で事業者の共通義務が認められれば、個々の消費者の授権を受けた特定適格消費者団体が届け出た債権について、個別の事情に基づいて、事業者が消費者に支払うべき金額を審理することとなる（簡易確定手続）。

施行は、公布日から3年以内の政令指定日とされている。なお、経過措置により、施行前に締結された契約に関する請求には、適用しないこととされている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20130424_007088.html

【25日】

公社債税制の抜本改正（個人投資家編） ～2016年から株式等と一体化～

2013年3月29日、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成25年度税制改正法。以下、改正法）が参議院にて可決・成立し、3月30日に公布された。本稿は、改正法のうち、金融所得課税の一体化について解説する。

改正法により、オーソドックスな金融商品のみを取引する個人投資家の金融所得課税は、とてもわかりやすいものとなる。上場株式、特定公社債、公募の投資信託などの範囲であれば、利子・配当・分配金については源泉徴収が行われた後、確定申告は不要となる。譲渡損益・償還損益については、課税方式が申告分離課税に統一される（源泉徴収ありの特定口座の取引においては申告不要とすることもできる）。

割引債の課税については発行時の源泉徴収は、改正後は原則として償還時の源泉徴収に改められる。

改正後は、上場株式・公募株式投信・特定公社債・公募公社債投信などを「上場株式等」とし、未公開株式・私募株式投信・一般公社債・私募公社債投信などを「一般株式等」とする。「上場株式等」と「一般株式等」は区分され、相互の損益通算は行えなくなる。

これらの改正の施行日は、原則として平成28（2016）年1月1日である。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130425_007090.html

業績予想開示の柔軟化（総まとめ） ～昨年度（2012年度）における企業の対応を含む～

2012年3月期決算からスタートした業績予想開示の柔軟化も、2013年3月期決算で2期目を迎える。

準備期間が十分なかった2012年3月期決算とは異なり、2013年3月期決算においては、どのような開示の柔軟化が行われるか注目されるところである。

本稿では、参考までに、業績予想開示の柔軟化の内容、柔軟化に対する投資家・アナリストの意見、2012年度の業績予想開示の柔軟化の実態について、とりまとめる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20130426_007093.html

【26日】

【検証・制度改革】利用が進まない金融・市場制度 ～「失われた20年」補遺 「矢は的を射抜いたか？」～

この10年間に、様々な新制度の導入や既存の制度の見直しが行われてきた。これらのうちには、一定の成果をあげたと評価できるものもある一方で、必ずしも期待通りの成果をあげていないものもある。

本稿では、これらのうち主なものについて、①導入（見直し）を行ったものの利用が進まないもの、②利用はされている（又は義務付けられている）が、当初想定されたのとは異なる影響を生じているもの、③利用が進まないことを受けて、最近、新たな対応策がとられることとなったものに分けて、その論点の整理を試みた。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130426_007099.html

日本版 ISA の解説 ～非課税口座の開設方法やその他の手続の解説～

2013年3月29日に「所得税法等の一部を改正する法律」（改正税法）が可決・成立した。本稿では、改正税法のうち日本版 ISA について解説する。

日本版 ISA とは、少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置（少額投資非課税制度）のことである。英国の ISA（Individual Savings Account）制度を参考にしているため、日本版 ISA と呼ばれている。この制度は、家計の安定的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ることがその目的となっている。「貯蓄から投資へ」の流れを促進し、個人投資家のすそ野を拡大することがこの制度のねらいである。

2014年1月1日から2023年12月31日までの間に、年間100万円を上限として専用の非課税口座で新たに取得した上場株式や公募株式投資信託などについて、その配当・分配金と譲渡益が、取得した年から最長で5年間、非課税となる制度である。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130426_007100.html

◇4月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
Journal of FINANCIAL PLANNING (4月号)	平成25年度税制改正大綱に見る FP業務への影響	是枝 俊悟
大和投資信託ウェブサイト (4月5日掲載)	解剖 日本版ISA 第3回 将来的な制度の見直し	吉井 一洋
週刊ダイヤモンド (4月6日号)	消費税増税等の家計への影響試算を掲載	是枝 俊悟
毎日新聞 (4月12日付朝刊6面)	社会保障・税一体改革の家計への 影響試算を掲載	是枝 俊悟
フジテレビ「とくダネ！」 (4月12日放送)	消費税率引き上げと住宅ローン減税の改正 の試算・解説を提供	是枝 俊悟
北海道新聞 (4月16日付朝刊17面)	所得拡大促進税制についてコメント	是枝 俊悟
Financial Adviser (5月号)	FPのための会計・税務 ZOOM UP! Vol.26 教育資金の一括贈与非課税措置	是枝 俊悟
朝日新聞 (4月27日付朝刊2面)	物価上昇率別の実質可処分所得変化率に ついてコメント	是枝 俊悟
ネットマネー (6月号)	消費税率引き上げと住宅ローン減税の改正 の試算・解説を提供	是枝 俊悟

◇4月の大和総研ウェブサイトコラム

日付	タイトル	執筆者
4月3日	会社法改正の早期実現を期待する http://www.dir.co.jp/library/column/20130403_007007.html	横山 淳
4月9日	日本版ISAの普及を願う http://www.dir.co.jp/library/column/20130409_007031.html	鳥毛 拓馬